

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度 第1回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会
2. 開 催 日 時	令和5年11月17日（金） 午後2時から
3. 開 催 場 所	松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
4. 出席者氏名	別紙のとおり
5. 公開及び非公開	公開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	松阪市殿町1340番地1 松阪市産業文化部 文化課文化財係 担当者：村山 電 話：0598-53-4393 F A X：0598-22-0003 e-mail bun.div@city.matsusaka.mie.jp

報告事項

- （1）前回の協議内容の確認について
- （2）調査工事の進捗状況について

協議事項

支障木伐採についての基本方針

現地確認

伐採対象樹木の現地確認

議事録要約

別紙

**令和5年度 第1回 旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会
議事録（要約）**

日 時：令和5年11月17日（金） 午後2時～4時
場 所：松阪市教育委員会事務局2階 教育委員会室
委 員：委員長洋一委員長、委 員良彦副委員長、委 員義晴委員、委 員利一委員
オブザーバー：三重県教育委員会 社会教育・文化財保護課・・・角正淳子、水谷侃司
関係部局：営繕課・・・山本直弘
事 務 局：文化課・・・松葉課長、寺嶋主幹、小川係長、村山主任、森、船木
委託業者：公益財団法人 文化財建造物保存技術協会
欠 席 者：川村産業文化部長
傍 聴 者：1名

【1.開会】

【2.挨拶】

【3.報告事項】

（1）前回の協議内容の確認について（資料1）

（2）調査工事の進捗状況について（資料2，3，4，5）

文建協：資料2－1をご覧ください。前回と大きく変わっているところは表座敷、新座敷について前回修理方針は半解体としていましたが、破損状況調査を進めるにつれて、不陸が大分激しいとか、蟻害がいろんな場所で見られるということから、全解体に変更しました。もう一つの理由としては、主屋の中心部分、土間のあるところが建物の中で一番古いものになりますが、そこに素屋根を設置するにあたり、若干この表座敷側に素屋根を張り出さないといけません。仮に表座敷に素屋根を設置しないとすると、正面道路（魚町通り）の方に素屋根が張り出してきて、通行に支障が出てしまいます。ですので、まずは道路の通行にできるだけ支障が出ないよう、できるだけ建物側に寄せて素屋根を設置するために、表座敷を一旦解体してそこを使って素屋根を設置するとの方針にさせていただきました。

資料2－2をご覧ください。殿町側敷地の建物については特に変更ありません。ただし、現在も調査中でありますので、その結果次第ではこちらの修理方針に

についても方針が変更となる可能性がありますことは、ご承知おきください。

資料３－１でございますけれども、先程ご説明した修理内容に沿いまして、建物の修理を進めていこうとしていますが、棟数（１６棟）が多いため、まずどの建物から、手をつけていけばいいかいろいろ悩みまして、文建協としては、まずは、主屋の修理に取りかかり、それを完成させるのを急ぎたいと考えています。主屋の修理をするためにまず必要な建物から解体をどんどん進めていって、主屋を本丸とすると、本丸を攻めるために支障となる建物を解体し、広いスペースを確保しておいて、主屋の修理を終わらせてしまう。それから残りの魚町側敷地の中央側にある土蔵、大正座敷に手をつけて、最後は殿町側にある離れ、四阿といった殿町側敷地にある建物の修理を行うというような計画を立てさせていただきました。それを資料３－１では表形式で説明しています。表の一番上のグレーに塗ったところに建物の名前を記載しており、一番左側、魚町側敷地の東側にあたる部分の建物で一旦ちょっと隙間を開けていますけれども隙間を空けて右側の標が屋敷の中央部分、主に蔵が並んでいるあたりだと思ってください。この見学可能と大きく記載している列は殿町側敷地の離れ、四阿、稲荷社の部分で、ここは主屋や土蔵の修理が終わるまでは特に何も手をつけませんので、主屋や土蔵の修理期間中は見学が可能なエリアとなっています。主屋や土蔵の修理工事完了後、工事に取りかかるというような計画をしております。オレンジと青と黄色と色付けした箇所がありますけれども、これは工事が長期間に渡るため、工事全体を１期工事、２期工事、３期工事と３分割して考えようということで色付けしました。大きくいうと３分割して工事を発注していくというイメージを持っていただければと思います。

資料３－１を具体的に説明するものが、資料３－２～１１となります。平面図に色付けをすることで、どの建物を修理するのか、建物の中で見学可能範囲はどのなのかといったところをお示した図面になっています。凡例を見ていただくと、黄色で色付けした範囲が、各ステップの修理対象の範囲になっています。

資料３－２をご覧ください。この資料は附 中門及び中堀、米蔵の蔵前、大蔵の蔵前、附 物置、主屋 新座敷スイジバ、便所、附 袴付、附 表堀の北側及び待合の解体から取りかかっていくということをお示ししています。解体工事中も主屋の一部や大蔵内部を公開することが可能ですので、その範囲を青色で色付けしました。なお、事務所エリアは、赤色で色付けしました。

資料３－３をご覧ください。資料３－２でお示した解体工事の完了後、米蔵の本体部分と主屋新座敷の南面庇と板の間の解体を行います。その頃になると

事務所エリアが工事の対象範囲に接近しますので、指定管理者の方々には一旦別の場所へ移動していただき、大正座敷東側の敷地（附 袴付があった場所）に受付プレハブを設置します。そこで見学者の受付を行い、中に入っていくようにすれば、工事中であっても見学は可能ではないかと考えています。

資料３－４をご覧ください。資料３－３で解体した米蔵の素屋根を解体して更地にするのではなく、素屋根を一部改造して２階建ての保存小屋にすることで、主屋の解体部材等を収納できるのではないかと考え、米蔵の素屋根を保存小屋に変更すると表記しています。主屋 表座敷、主屋 大座敷部 茶室については、シロアリによる蟻害が天井にまで見られ、解体しなければいけない部材が多いため、全解体を実施します。大座敷東縁については、木の根が大分下に入り込んで、沓脱石を持ち上げてしまっているため、その根を除去するためにも東縁の天板等を一旦解体しなければいけないものと考えています。

資料３－５をご覧ください。主屋 新座敷部は全解体し、主屋 大座敷部 オオザシキ ツギノマは床組を解体します。後者については解体してみて、根が入り込んでいる範囲を特定できれば、お示ししている範囲まで解体する必要はなくなるかもしれませんが、想定としてはお示した範囲の床組を解体するという計画を立てさせてもらっています。

資料３－６をご覧ください。いよいよ主屋の本格的な工事に入っていくこととなります。ここで初めて主屋を覆う素屋根を設置して、屋根の葺き替え工事、柱の不陸調整等を行いつつ、道路側に面した箇所、土台の部分がだいぶ沈下している部分、腐りが進んで、ちょっと柱がくい込んでいるようなところがありますので、一旦、部分的に揚屋をしたりして、土台を取りかえるというような工事を予定しております。この時に設置する素屋根のイメージをお示したものが資料４となります。上段が素屋根梁間断面図となり、道路に対して垂直に切った断面だと思っていただけたらと思います。右側が道路、左側が敷地の方となっているのですが、本来であれば道路側に幅 900mm程の足場をまわして、建物全体の屋根を支える必要があります。もしくはその外側にやらずという斜め引っ張りの控えをとらないと、この形の素屋根というのはちょっと危険なのですけれども、今回は道路に面した建物ということで、そのようなことをしてしまうと道路を塞いでしまい、通行に支障が出てしまいますので、この道路に足場を立てないような工夫というのが求められる状況であります。そこで文建協で考えているのが、道路側でない桁行方向にトラス組を組んで、力をそこで受けるというものになります。下段の絵は、道路と平行に切った断面となりますが、表座敷を解体したエリアと表庭のところに控えのような形で、足場

の倒壊を防ぐための足場を設置して、主屋のところは、棟方向のトラスを架設することでより強い素屋根となるよう計画しています。

資料3の7をご覧ください。資料3－6で主屋の解体範囲がほぼ完了しますので、今度は逆に組み立てていくほうに入っていきます。それと並行して、工事2期目の内容も少しオーバーラップさせるような形で、工事が進んでいくこととなります。主屋 新座敷は、組み立ての方がメインになり、主屋 大座敷の茶室及び東縁については、解体した部材を組み立てていくという工事に入ってきます。一方、大正座敷 畳廊下（北）、北廊下、附 庭塀は解体工事となり、大正座敷を修理するために一部解体するべきところを解体します。以上、1期工事の組み立てと2期工事の解体がオーバーラップする状況をお示ししたものが資料3－7となっています。

資料3－8をご覧ください。1期工事では主屋 表座敷の組み立てを行います。2期工事では主屋 風呂便所の屋根の葺き替え工事、それから大正座敷の屋根葺き替え工事のための素屋根を設置したいと考えています。それから、蔵の方でも解体に向けた準備ということで、蔵前（蔵に入る入口のところの屋根）の解体を行いたいと考えています。

資料3－9をご覧ください。大正座敷の修理が資料3－8で完了し、主屋の修理も完了していますので、水色で色付けした範囲が見学可能となってきます。ここでは蔵の修理がメインとなり、表蔵、米蔵、大蔵、新蔵、西蔵の5棟の蔵を同時に解体していくことになります。

資料3－10をご覧ください。蔵の本体部の修理も終わって、蔵入口の上の庇や塀を戻していくとか、工事初期に解体したものを復旧していくことになります。

資料3－11をご覧ください。ここから3期工事に入ります。建物全部を素屋根で覆い、屋根葺き替え工事、解体工事を行っていくことになります。

以上のような修理の内容に沿って、計画した素屋根が庭や建物の周囲にある樹木とどのように支障するかをお示ししたものが資料5－1～7になっており、赤線で囲われた範囲が素屋根範囲となっています。加えて、樹木に色付けしており、伐採及び伐根したい樹木、枝払いで十分な樹木といったように色分けをし、建物毎に図にさせていただきました。これにつきましては、この後、現地で検討していただいて、実際に確認をしていただきながらご意見いただければと思います。説明は以上となります。

委員：敷地等の兼ね合いもあり、素屋根設置はかなり大変だと思いますが、その計画を作成するにあたって、仮設構造物の指針（日本建築学会）等を参考にされたのかどうか教えてください。

文建協：一番安全なのは鉄骨造といったものになりますが、コストが高くなってしまいますので、今回は仮設資材による素屋根設置を考えています。

ただし、施工者が決まった段階であら委員長らためて構造の検討をしていただく必要があるものと考えています。

委員長：長期間にわたる工事の中で、修理と公開が並行して行われていくわけですが、修理も見学者を意識したあり方が求められるのではないかと思います。可能であれば、見学者の方に修理の様子を見学していただけるようにするとか、素屋根についても、管理者が見学者の安全を心配しなくてもいいようなエリアを作るとか、そういったことを考えておいたほうがよいと思います。基本的な考え方は文建協の説明のとおりでよいと思いますが、今後工事を進めていくなかで支障木の取り扱いの問題が出てくると思いますので、近々に庭園の価値づけを行う必要があると思います。とりあえずは素屋根設置の支障となる樹木をどうするのかという判断で進めていくことになると思いますが、手戻りになったりとか、伐採してはいけない木を伐採してしまったりだとかならないように、できるだけ早くに庭園調査を実施する必要があると思います。

それからもう一つ。修理工事の完了後、施設管理をどのように行うかということも早い段階で考えておく必要があると思います。指定管理者が事務所等に利用しているエリアも含めてほとんどの建物が公開可能な状態になると思うのですが、その中でどのようにして建物全体を管理していくのかという問題があると思います。現実的には蔵を1～2棟、指定管理者の事務所等に充てていくような気がしますけれども、そういった方針を早めに決めていくことが必要で、それは工事にも関係してくるものと思います。

委員長：全体的な工程を示すような資料はまだできていませんか。

文建協：現在、耐震診断を進めており、今後耐震補強案が決まってくるのですが、最終的にはその耐震補強案が決まった時点で全体の工程が組めるという状況であります。私どもの経験上で言いますと、10年以上かかるものと考えております。

委員：先程、主屋を部分的に揚屋するとおっしゃっていましたが、基礎が入ってくる可能性があるということですか。

文建協：そうですね。鉄骨による耐震補強を行うとかになりますと、当然地中を触るということになりますので、修理規模も変わってくるようになります。本日お示しした修理計画は耐震補強に関する修理工事内容を反映していないものでありますので、今後策定する耐震補強案を基に、耐震補強工事の工程を追加していくことになります。

委員：ベタ基礎を打つとなると、地下の話も出てくるとと思いますが、松阪市としてはどのようにお考えですか。

事務局：基礎部分の工事が必要になってきた場合、発掘調査により地下の遺構の状況を確認する必要があると思います。調査の結果、保存が必要なものであることが判明した場合には、あらためて協議する必要があると考えています。

委員長：ここは松阪始まって以来の町人地ですので、いろんな遺構が重なっている可能性があります。十分な調査ができるよう工程を組む必要があると思います。

事務局：先行事例の中で教えていただきたいのですが、建物を解体したうえで発掘調査することになると思うのですが、その理解でよろしいですか。

委員長：そうなると思います。今回の例でいうと、表座敷は全解体するわけですから、その後に発掘期間をきっちり確保するということになると思います。

三重県：諸戸家住宅の場合は、揚屋をしてトレンチ（細長い発掘溝）を何回かに分けて掘りました。ただ、それでしっかり遺構が把握できたかという疑問が残りますので、制約がある中で発掘調査をするのはできれば避けていただいたほうがよいと思います。先ほど委員長委員長がおっしゃられたように、何も無い状態で発掘する方がより遺構の状況を把握できるものと思います。

【4. 協議事項】

事務局：ご説明いたします。まず、お手元の資料5、資料6、支障木伐採についての基本方針案（以下、基本方針）、旧長谷川家住宅の変遷図についてについてご説明します。本日の資料の説明をさせていただきたいと思います。

資料5をご覧ください。先ほど文建協から説明のあったとおり、素屋根設置に支障する樹木の配置について表した図になっています。

資料6をご覧ください。上段には『三重県指定史跡及び名勝 長谷川氏旧宅 保存活用計画』（以下、保存活用計画）記載の庭の構成要素について、表形式で記載しています。支障木の取り扱いについて文建協案、事務局案の2つの案を記載していますが、事務局案については3月1日に委員委員に現地指導していただいた内容を基に事務局としての案を作成しました。樹木医診断については、委員委員より樹木の健康状態を把握しておいたほうがよいのではないかと助言をいただきましたので、樹木医の方に診ていただいた内容を記載しました。メモについては、委員委員よりいただいた意見、樹木医の意見、事務局としての意見といったものを記載させていただきました。下段には写真を載せています。基本方針については後程説明させていただきます。最後に変遷図なのですが、これは奈良文化財研究所に編集していただいた『旧長谷川家住宅調査報告書』（P37～38）奈良文化財研究所編集）の中の変遷図を一枚にまとめたものになります。この変遷図を見ていただくと、資料6-4、6-5のエリアについて、昭和戦後まで南座敷、女部屋といった建物が建っていたことが分かると思います。

この協議事項の目的は、修理工事に必要な素屋根設置の支障となる樹木の取り扱いを決めないことには、基本計画等を策定することができないため、その取り扱いについて今回協議していただきたいというものになります。現地の樹木にはそれぞれ取扱区分ごとに色分けしたテープを巻いてありますので、この後、実際に樹木を見ていただき、ご意見いただきたいと思います。そして、次回の整備検討委員会において、今回ご意見いただいた内容を基に修正した事務局案を提示させていただき、ご審議いただけたらと考えています。

それでは基本方針を述べさせていただきたいと思います。

まず、庭園の価値づけができていない以上、伐採は最小限にとどめるべきであると考えますが、建物に影響する木、具体的には根上がりにより土間等を破損させているようなものについては伐採するべきであると考えます。ただし、伐採した木の中でどれを復元するのか、後継木を用意するのかといったことについて、なるべく早い段階で検討する必要があると考えています。

次に素屋根設置に支障する樹木についても伐採するべきであると考えます。ただし、可能な限り素屋根の形状を工夫して、伐採を最小限に留めるべきであると考えます。はい、次に実生木と判断できるものは伐採すべきであると考えます。この木は絶対に実生木であるという根拠はなかなか持ちづらいんですけれ

ども、庭の構成上、この場所に植えてあるのはおかしいというようなものであるとか、長谷川家の使用人が植えたものであるとかといったものについては伐採したいと思っております。

最後に、第1期工事の第2ステップにおいて、実際に支障木の伐採が始まりますので、それまでに庭の調査をする必要があるべきと考えています。ただし、松阪市の予算事情もありますので、庭全体というよりは、工期が差し迫っている箇所を優先して調査していければと考えています。

以上で説明を終わります。

委員：今回、支障木伐採についての基本方針を提示していただきましたが、それ以前に庭園樹木の基本的な保存管理の方針みたいなものが、この上にあったほうがよいのかなと思います。内容的にはほとんど重複してくるものなのですが、例えば1つ目の庭園の価値づけができていない以上、伐採は最小限に留めるとか、2つ目の建物に影響する木については伐採するとか、伐採という表現は言い過ぎだと思えます。屋根にかかる枝を枝おろしするとかは普通の保存管理で行う部分だと思えます。4つめの実生木と判断できるものは伐採するというのも、普通の庭園の管理であることなので、そういうことがまずあってから、その中で、素屋根設置に支障があるものについて伐採するという基本方針になるのかなと思います。あともう一つ、庭園の価値づけができていないとのことですが、基本的な庭園の価値はできているはずで、それで名勝に指定されているはずですので、表現を変えていただいた方がよいのではないかと思います。庭園の個々の樹木の価値づけができていないとか、庭園細部の価値づけができていないとかといった表現にさせていただいた方がよいと思います。

委員長：ありがとうございます。基本方針というのが、これから伐採をする木を整理するための重要なよりどころになると思います。委員委員のご指摘を元にして修正した基本方針を次回の委員会で提示していただけますか。

事務局：承知しました。

委員長：それで今日は事務局案として整理していただいていますので、現地を確認して、その判断が妥当かどうかということを見ていくということによろしいですね。それでは、庭園の価値づけという話ですけども、変遷図を示していただいているのですが、この根拠になったいろんな絵図類があって、その中で庭園について、どの程度表現されているのかということ、まず押さえていただきたい。それで、今後、明治17年の絵図はかなり詳細に樹木や石組みだとか書いてあったよ

うに思いますので、それがベースになるのかなという気もしますので、それと現状を照らして合わせてみるということは必要なのではないかと思います。次回、それを用意しておいていただいた方がよいと思います。

【5. 現地確認】

a 表庭

事務局：このアカマツ（a 4）は文建協案では伐採対象になっています。素屋根設置（工期1－7）の支障となるほか、根上がりによる縁石や建物の不陸を生じさせています。

委員長：このアカマツは弱っているのでしょうか？

事務局：樹木医の見立てによると、このように縦に亀裂が入ったような痕跡は薬剤等による弱りの表れで、内部は空洞化している可能性があるとのことでした。

委員長：伐採は賛成です。ただし、この表庭は明治17年「地所建家圖」に詳しく描かれているので、それと現状との対照はしたほうがよいと思います。また、表庭の大正座敷前部分は大正座敷造営時に庭を造り変えています。木は植え替えようがないので、それ以前に植えた木が残っている可能性があると思います。つまり、大正座敷に対応する庭として意図されていない木があるのではないかと思います。

委員：このモミジ（a 5）も伐採するのですか？

委員長：縁石の根上りを起こしています。

委員：外から見える木が数本ありますので、それらを全部伐採してしまうと景観が変わってしまう気がします。素屋根の形状を工夫するなどして、残せる木はできるだけ残したほうがよいと思います。

委員長：庭のバランスを考えると、木が大きくなり過ぎている気がします。

委員：そう思います。

委員長：木を残すとして、素屋根をどれだけ大正座敷側に詰められるのかという問題があると思います。

委員長：アカマツ（a 1、a 4、a 23）表堀越しに見えるというのは、景観としてとても大事なことだと思います。ほかの高木があることでアカマツの存在感が薄くなってきているのであれば、少し木を整理してもよいのではないかと思います。

委員：アカマツを優先するということですか？

委員長：はい。アカマツを主木と考えたらよいと思います。また、庭園にあるべき樹木として低木が活きるような整理をしてもよい気がします。

三重県：諸戸家住宅の場合、素屋根を設置したことで、樹木もさることながら、地表面の草本類や地被類が枯れてしまい、地面が丸裸の状態になってしまいました。これにより雨水の処理がうまくできなくなって、建物側の方に雨水が流れしまうといったことが出てきています。諸戸家住宅の場合は建物修理と庭園修理を並行して実施しており、庭園修理が後の方に残っていますので、地表面の修理は庭園修理の中で実施することができました。長谷川家住宅の場合、現状において、建物修理と庭園修理を並行して実施するわけでないので、建物修理の補助事業の中で素屋根撤去復旧まで考えていただく必要があると思います。

文建協：庭の復旧も建物修理の補助事業の中で行っていくということですか？

三重県：撤去復旧の考え方でいくと、素屋根を設置することで地表面が荒れてくるということになると、建物にも影響が出てくると思いますので、何かしらの方法を考えておく必要があると思います。

文建協：主屋に設置する素屋根の期間はかなり長期化しますので、地表面の苔等に与えるダメージは大きくなるものと考えます。素屋根撤去後に実施する苔等の現状復旧が建造物の補助事業の対象として認められるのかについて、文化庁との協議が必要になると思います。

委員：地表面が荒れるというのは、素屋根の中だけでなく、外側も荒れるのですか？

三重県：素屋根の中も外も荒れると思います。

委員：素屋根の上に振った雨は庭に落とすことになるのですか？

三重県：そうなると思います。

委員：それは荒れますね。

三重県：地被類が無くなってしまったことによって、一部では雨水が建物側に流れていってしまう状況が諸戸家では生じています。

文建協：旧長谷川家住宅も同じであると思います。庭の手入れでどんどん土を入れていっているせいか、建物のG L（グランドレベル）と庭のG Lを比較すると、建物のG Lの方が低くなっており、庭に落ちた雨水が建物側に流れていってしまう形になってしまっています。

三重県：はい。素屋根設置により地表が荒れてしまうと、さらに影響が大きくなると思いますので、排水管理については慎重に考えていただきたいと思います。庭の復旧ができないのであれば、建物際に深めの排水溝を設置して排水処理をすることを検討していただければと思います。

文建協：建物の周囲に雨落溝を設けるということですか？

三重県：そうすることで、建物側に雨水が流れていかないようにしたほうがよいと思います。

文建協：県の名勝としては、そのような整備は問題ないということですか？

三重県：そのような整備が必要であるという整理を行っていただき、それを旧長谷川治郎兵衛家整備検討委員会で審議していただいたうえで、提示していただければ、現状変更は認められるのではないかと思います。

委員長：この表庭において、ほかにも判断に迷っている支障木はありますか？

事務局：このモミジ（a 5）ですかね。

委員長：これは根上がりしているし、枝も大正座敷に被ってきているので、伐採しても仕方がないのではないのでしょうか。これで樹齢どれくらいでしょうか？

委員：分かりませんが、そこまで太い樹木であるとは認識していません。
あと主屋大座敷ツギノマ前のクロガネモチ（a 20）なのですが、建物土間に根上がりしているという理由で伐根対象となっているのですが、その対応で問題

ないのか気になります。

委員長：幹より根の方が太いくらいですね。

委員：この樹木の根上がりの影響で沓脱石に大きな不陸が見られますね。

委員長：このアカマツ（a23）の影響は建物に出ているのかな。

委員：少しも根を伐採してはいけないのですか？

委員：そんなことはないと思います。

三重県：沓脱石まで伸びている根は除去したいですね。

委員長：根を伐ると、木を支持できなくなり、倒れる可能性があると思います。

委員：はい。その心配もあります。

委員：このアカマツは大事な木なのですよ。

委員長：このアカマツを残して、このアカマツ（a23）を中心として庭づくりをしていけばよいのではないのでしょうか？そして、このアカマツを残すのであれば、クロガネモチは伐採でよいと思います。

委員：そうですね。

委員：苔は意図して育てたものなののでしょうか？

三重県：これだけ庭が鬱蒼としているから、このような状態なのかもしれませんね。
素屋根を設置したら、この苔は無くなって地面が剥き出しになってしまうと思います。そうすると雨水で土が流れていってしまうので、なにかで土を抑える必要があるように思います。それが砂利敷なのか、それとも地被類で抑えるのかといったところは検討されたほうがよいと思います。また、このままだと素屋根設置部分だけ苔が無くなってしまいう気がして、それだと見栄えが悪い気がします。そういうことも含めて、この表庭をどのように整備していくのか考えたほうがよいと思います。

委員長：いったんすっきりさせて、G Lを調整することが必要だと思います。そのうえで、市としてどのように整備していくか考えればよいと思います。

委員長：庭園整備に伴って、木を整理したら苔はどうなるのでしょうかね。

三重県：実際に木を伐ってみないと日当たりがどうなるか判断は難しいと思います。

三重県：とりあえず、この表庭の主木はこのアカマツ（a23）ということでよいですね。

全 員：はい。

委 員：建造物の修理が完了して、素屋根を撤去した直後は庭園の状態はよくないものと考えられます。どれくらいの状態になるかは現時点では予想できないと思いますが、少なくとも撤去した後に庭を復旧する必要があると思います。

事務局：素屋根を設置するために支障となる木を伐採する必要があると思いますが、実際に伐採するまでに、庭園の価値づけを行い、伐採してそのままにしておく木、伐採後に後継木を植える木といった具合に整理する必要があると考えています。

委員長：この表庭は飛石の連続性が重要です。そうするとこのネズミモチ（a22）も動線を邪魔しています。私としては表庭は茶庭として整理したらよいと思います。大きい木を切り詰めて小さくできればよいと思いますけど、全部がそうはいかないと思います。

事務局：参考までに申しますと、庭師や樹木医の方に伺った話では、一度大きくなって形ができあがっている木を切り詰めて小さくすることは難しいとの意見をいただいています。

委員長：そう思います。補植するとか、代替木にするとかしたらよいかと思います。

b 大正座敷の庭（北側）

事務局：ヒノキ2本（b5、b7）が文建協案では枝払い対象となっています。

文建協：西藏に素屋根を設置する際に、素屋根と接触する部分を枝払いさせていただきたいと考えています。

委員：あのヒノキ（b5）だけ北に傾いていますね。
根の支持力が弱ってきているのかもしれません。

文建協：樹木医の見立てはどうなっていますか？

事務局：良好と聞いています。

文建協：ヒノキは庭の構成として植えるものなののでしょうか？

委員：場所によるかなと思います。

委員：大正座敷（1914年造営）を建築して100年経ったくらいでしょうか、ヒノキの樹齢は100年ないと思います。

委員長：私としては、ヒノキ（b5、b6、b7）は伐採したほうがよいと思います。
ただ、大正座敷2階から景色を眺める際に、松坂城方向に視線を誘導するという役割はあるかもしれません。その理屈でいうと、新蔵方面のモミジ（b15、b18）、マキノキ（b16）等が高くなりすぎているので、高さを抑える必要があると思います。

事務局：それでは、大正座敷の庭（北側）において枝払いの対象となっている木については、枝払いして問題ないということでしょうか？

委員長：はい。

b 大正座敷の庭（南側）

事務局：モミジ（b29）とサザンカ（b30）が伐採対象となっています。なお、事務局としては、サザンカは実生木と考えています。

委員：小さな後継木に植え替えてはどうでしょう。

事務局：はい。伐採後、後継木を植える必要があるものだと考えています。

委員長：庭園整備はどれくらいできるかですね。木をほどほどの大きさにできればいいですけど。現状は木が大きすぎだと思います。

文建協：大正座敷の北側は隣家（見庵）との境界があまりないので、こちら側にしっかりと素屋根を設置する必要がありますので、こちらのもみじ等は伐採する必要があります。大正座敷全体を覆うような素屋根になりますので、仮に木を残したとしても、素屋根の中に取り込むことになり、日が当たらず枯れることになります。ですので、先に伐採できればと考えています。

委員長：木が大きくなりすぎているので、伐採後、庭園整備の際に後継木を植えるということでしょうか。

d 主屋・物置・蔵前外構

事務局：キンモクセイ（d 1）が文建協案では伐採対象となっています。

文建協：ここの素屋根は大蔵の蔵前を解体するためだけに設置するものですので、大きなものを設置する必要はなく、60cm 幅くらいのものでよいかもしれません。サイズを小規模なものにしたうえで、それでも素屋根にかかる部分があれば枝払いさせていただきたいです。

委員：素屋根にかかる枝、全部を切る必要はないと思います。素屋根の建地（垂直に立っている支柱）にかかるものだけ切ればよいのでは？

委員長：足場設置の状況によっては枝払いする、というところでしょうか？

文建協：わかりました。

e 主屋南庭

事務局：こちらのもも文建協案ではすべて伐採となっています。事務局としては、長谷川家の従業員の方々の憩いの場としての性格をもった庭であるように考えています。

委員長：これらの木々は素屋根の支障になるから伐採するということですね。

事務局：はい。

委員長：それであれば伐採するのも仕方がないと思います。

伐採後、どのように復旧するかが問題ですね。

三重県：この庭のほとんどの木がなくなってしまうのですね。

委員長：そのほうがよいと思います。

三重県：そうすると燈籠（e35）や飛石の配置が目立ってくる庭になってくるとは思います
すが、現状の配置でよいものなのではないでしょうか。

委員長：正しい配置ではないような気がしますね。おそらく、ほかでいらなくなったもの
を持ってきたのではないのでしょうか。

三重県：そんな気がしますね。ただ、この燈籠（e35）はちゃんとこの位置に戻してほ
しい気がします。

委員長：根拠があれば、元の場所に戻せばよいと思います。
この場所はもともとストックヤードになっていたのではないかと思いますね。

三重県：表蔵側の景石（e23）とかはとりあえず置いただけに見えます。

委員長：そうですね。必要であれば、ほかの庭の整備で使用してもよいと思います。

三重県：復旧後の姿をどうするか、松阪市として考えていただいたほうがよいと思いま
す。

事務局：その問題もあります。たとえば、主屋の板の間もそうですが、飛石などの位
置は復元できると思うのですが、植生などは図面からは読み取れませんので、
それらをどうするか考えないといけません。ただ、この庭については図面が少
ない、もしくは存在しないかもしれないので、元に戻す根拠がないような気が
します。

委 員：マキ垣（e14）はどうするのですか？

事務局：伐採対象となっています。
ただし、一部を残し、それを育てて復旧する余地はあるかと思います。

委員長：これは伐採したとしても、復旧したほうがよいと思います。

委員：素屋根の支障になるのですか？

文建協：はい、支障になります。工事の際に、米蔵側からトラック等を表蔵に寄せる必要があります。

委員長：どのように復旧していくかという問題はありますけども、復旧する時に、このマキ垣はあったほうがよいと思います。というのも、このマキ垣は表蔵側ゾーン（e 主屋南庭）と米蔵側ゾーン（f 物置・米蔵南外構）とを分ける働きをしているので、復旧する際のベンチマークになるのではないかという気がするからです。ですので、残せる範囲で残したほうがよいと思います。

事務局：確かに、庭整備の際のベンチマークになるように思います。

委員長：それといったんは更地にするとしても、表蔵側ゾーン（e 主屋南庭）と米蔵側ゾーン（f 物置・米蔵南外構）をどう活用するか考える必要があると思います。

f 物置・米蔵南外構

事務局：この庭については、追加でお配りした建物変遷図（『旧長谷川家住宅調査報告書』P37・39 掲載の「図 70 魚町側敷地 建物変遷図 1、2」）によりますと、昭和戦後頃まで南座敷、女部屋が建っていました。このことから、庭として歴史は浅く、庭園としての価値は低いものと考えています。なお、このスペースは文建協案ですと、米蔵の素屋根設置に加えて、資材置場としても活用するため、すべて伐採することになります。

委員：資材置場はいりますね。

事務局：この庭に植えられている木は、聞き取りの結果、長谷川家の使用人の方が植えられた木（e10、e11、e20、e21）もあり、それらは本来の庭の構成要素ではないと考えます。事務局としては、それらの木や実生木も含めて、この庭にある木は一度伐採する必要があると考えています。

g 離れ四阿南外構

事務局：マキノキ（g1）は文建協案では伐採対象となっています。どのような意図をもって植えられたか不明であるため、事務局としても伐採やむなしと考えます。

h 離れ北外構

事務局：花壇に植えられているツバキ2本（h 1、h 2）とサザンカ1本（h 3）が伐採対象となっています。以前、委員委員に現地視察していただいた際に、枝払いすれば素屋根設置は可能ではないかとの意見をいただき、事務局としてもそのように考えています。

文建協：新蔵は半解体修理の対象であり、土壁をすべて剥がし、木材も運び出す必要があります。その際、トラックを近くまで寄せたいのですが、根が残っていると盛土しなければなりません。そうすると地面が盛り上がり搬出に支障が出ますので、それであれば伐根して地面を平らにしたいと考えています。

委員：この花壇はいつからあったのでしょうか？

事務局：推測になりますが、昔からあったものではないと思います。この石仕切りは敷地内にあったものを転用していると聞いたことがありますので、明治大正からあったというふうには考えられません。

委員：では、伐根して平らに整地しても問題ないですね。

委員長：庭園整備のときにどうするかが問題ですね。現状は花壇ですけど。
ただ、この3本の木については後継木を植えることが可能ですので、修理工事のために伐採伐根するのも仕方がないと思います。

事務局：補足させていただきますと、花壇に植えられている木々について樹木医に診ていただいたところ、樹勢は衰えており、木が土に埋まりすぎていることが原因と考えられるとのことでした。つまり、木が植えられたときは平地であったものが、その後、盛土したことで、木に負担がかかっているものと考えられます。

i 離れの庭

事務局：ドウダンツツジ（i 16）とその後方のモチノキ2本（i 18、i 19）が文建協案では伐採対象となっています。

委員：だいぶ、悪さをしていますね。

委員長：ないほうがいいですね。伐採でよいと思います。

事務局：ウバメガシ（i 16）は文建協案では枝払いとなっており、文化課としても枝払いでよいと考えます。

委員長：枝払いでよいと思います。

事務局：ナンテン（i 57）とアラカシ（i 58）は文建協案では伐採対象となっています。
事務局としてはナンテンの庭園における価値は低く、アラカシについては、離れ側に傾いてきており、将来的に建物に悪さをするものと考え、ともに伐採やむなしと考えます。

委員長：はい。

事務局：ドウダンツツジ（i 62）は文建協案では伐採対象となっています。事務局としても、今回伐採し、庭園整備の際に後継木を植えることにより、庭園に合った高さを維持していきたいと考えます。

委員長：はい。

事務局：アカマツ（i 60）とモッコク（i 64）は文建協案では枝払い対象となっており、事務局も枝払いでよいと考えます。

委員長：はい。

【6. 閉会】